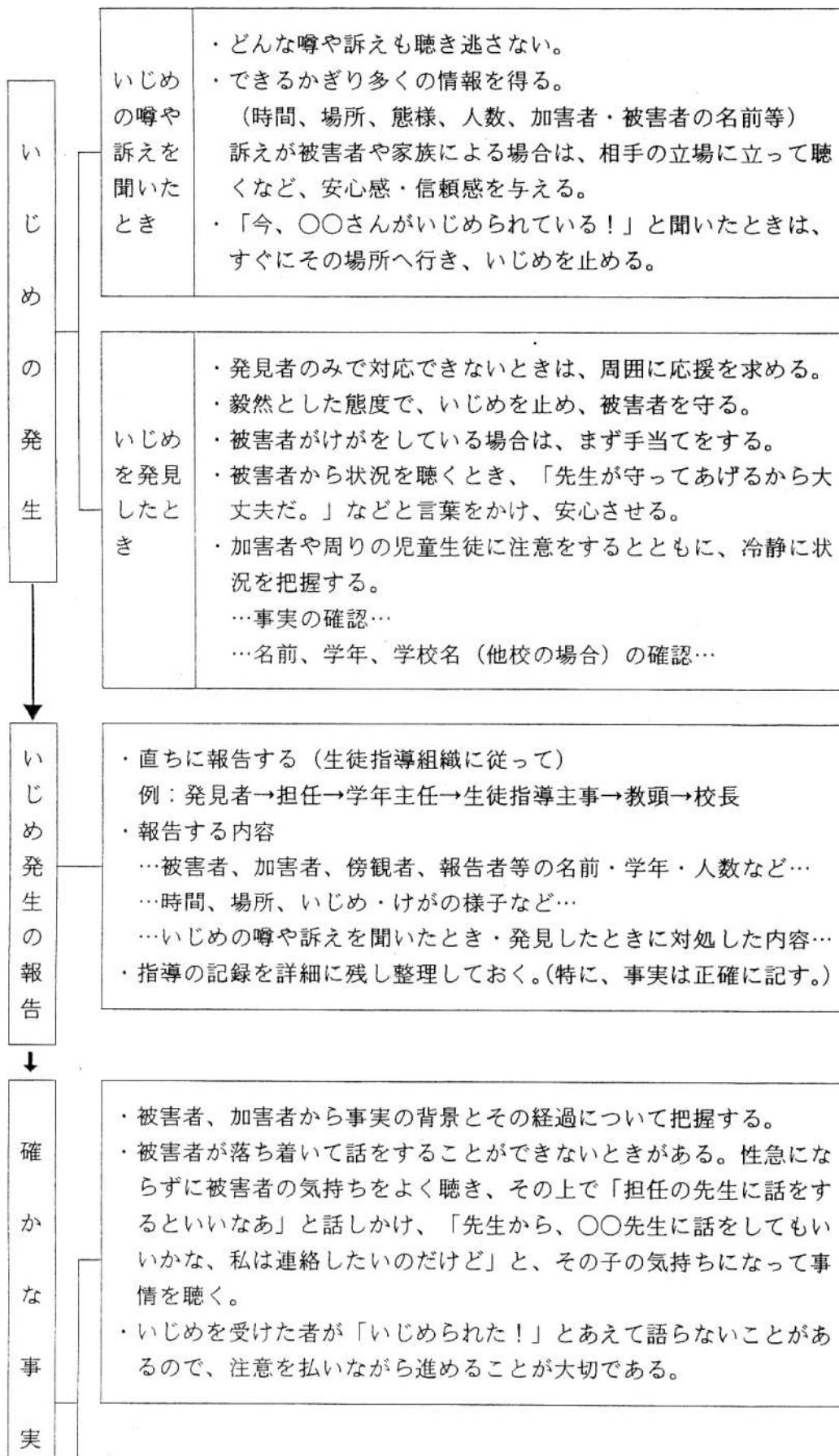


III いじめの発生に対する具体的な対応

1 いじめの発生時の教師の基本的な対応

基本的な対応としては、次のようなことが考えられる。



- ・多面的に事実を確認し、矛盾がないか慎重に検討する。
- ・最初から加害者・被害者及び関係する者を一堂に集めて話し合うことは避ける。
 [力関係が定まっている段階では、主張が一方に偏ることがあるため、公正・公平な判断ができない。]
- ・事実の確認の段階で、善し悪しの判断を安易にしない。

2 学級（HR）担任のとるべき初期対応

(1) いじめた側への指導・援助

いじめた側に対する指導・援助は、いじめた側がいじめをしている自己を厳しく見つめ、いじめをしてしまった自己の心の在り様に気付き、自分の心の弱さを自ら乗り越えていくようにしなければならない。いじめた側の児童生徒から、いじめた動機やいじめているときの気持ちなどについて、十分聴くとともに、いじめは人間を傷つける絶対に許されない行為であることに自ら気付くようにすることが重要である。

この場合、次の点に配慮して指導に当たりたい。

- ・児童生徒が自己を見つめることができる雰囲気をつくる。
- ・児童生徒の心の動きを敏感につかみ、問いかける。
- ・児童生徒の心を開くように心がける。
- ・児童生徒が、一方的に責められると感じないよう、自分で気付いていくように指導・援助する。
- ・教師の気持ちを語って聞かせることが必要な場合もあるが、感情的で一方的なものにならないように留意する

(2) いじめられた側への指導・援助

① いじめられた側に対する指導・援助については、その児童生徒についての深い愛情と理解が必要である。

自分の受けたいじめについて、児童生徒が自ら語ることはまれなことである。辛く癒せない心の傷なのだから、語るには余りにつらい体験なのである。

いじめられている児童生徒は、相手に絶大の信頼を寄せ、心の安らぎを見出したときに、初めてそうした体験や自分の思いを語ろうとし始める。「自分が相手を理解することも大切なのだが、相手が自分は理解されていると感じることはさらに大切である。」ということが言われる。「自分は先生に理解されている」と感じとれることを大切にして指導・援助に当たり、担任はいじめられた児童生徒の心の支えになることが重要である。

② いじめられた側の児童生徒を理解する仲間を学級（HR）の中につくることが必要である。この理解者は、個人でもよいし班長会のような学級（HR）内の組織でもよい。いじめられた側の児童生徒の心の傷を理解し、その痛みを心で感じ取ることのできる仲間を育てることが大切である。

こうした児童生徒を核にしながら、いじめを許さない（許したくない）という児童生徒を結集していくことが大切である。特に班長会への指導・援助が重要である。

いじめられた側への指導・援助をする場合、次の点に十分配慮したい。

- ・教師は、児童生徒に深い愛情をもって、共感的理 解に心がける。
- ・生育歴などについて前担任等から再度情報を得て、児童生徒への理解を深める。
- ・今後の解決に向けた指導・援助について、児童生徒に方針と見通しを話し、理解と同意を得る。
- ・いじめられている側の気持ちを感じ取れる児童生徒に着目し、理解者を増やす。
- ・個別指導から始め、いじめを許さない（許したくない）という児童生徒が結集できる場の設定へと指導・援助を段階的に進める。

(3) 観衆や傍観者への指導・援助

いじめが小集団の中で行われ、学級（HR）の児童生徒の多くは知らなかったというような場合は、観衆や傍観者への指導・援助も個別指導で行うことが肝要である。

この場合、いじめられた側の気持ちを考えることを通して、いじめられた仲間の気持ちをを考えることができず、傷つけてきた自分の弱さに気付くことができるよう指導・援助に努めたい。

観衆や傍観者は、相手を傷つけているという自覚がない分、いじめに加担していた自分に気付きにくい場合が多い。

学級（HR）担任は、こうした点に配慮しながら、個別指導の利点を生かし一人一人の心の動きを的確に把握しながら、時間をかけて、いじめられた児童生徒の気持ちや今までの自分を見つめることができるよう指導・援助することが大切である。

3 学校の取るべき初期対応

(1) 校内組織の機能化

全教職員が共通理解し、校長を中心とした指導態勢で臨む！

「いじめは、絶対許さない」という全教師の強い気構えと行動が重要である。

いじめの問題の重大性を全教職員が再認識し、校長を中心にした一致協力体制のもとで「いじめの問題を必ず解決する」という姿勢で指導する。

○ いじめの総点検

いじめの有無に関係なく、学級経営など全校の見直しをする。

○ 指導の在り方の共通理解

- ・全教師がいじめの問題解決に向けての指導の在り方について共通理解を図る。

- ・共通理解ができるまでは、何度も職員会議を開催する必要がある。

（いじめの問題に対する基本的な認識や対応の仕方について共通理解）

○ 連携による指導の展開

- ・いじめの問題についての指導・援助は、生徒指導部・教育相談部だけでなく、他の教務部・進路指導部などの組織においても行うという体制で当たるようにする。

- ・学年、学級担任、教科担任として、それぞれが果たす役割分担を明確にし、連携して指導に当たるようにする。

例：休み時間、登下校時などの巡回等

- ・教職員全員が見えにくい箇所にも目を行き届かせて指導をする。

例：体育館の裏側・部室（部活動）・駐輪場等

- ・学年会議、学級教科担任会議などを継続的に開いて情報交換することが、いじめの根絶を図る上で重要である。

(2) 当事者の家庭との連携・協力

信頼と協力を得られるよう熱意をもって臨む！

学校は家庭と一緒に、「社会で許されない行為は、子供でも許されない」という観点に立って、善悪の判断などの基本的な生活習慣を身に付けることができるような教育・しつけを行う必要がある。

- 第一に被害児童・生徒の家庭にいじめの事実を説明し、学校がいじめについて、全校で対応していることを伝え、親の不満や怒りを解消し、いじめの問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得ることが重要である。
- 加害児童・生徒の家庭には、被害児童・生徒の家庭と同様にいじめの事実や被害者の苦しみを説明し、親からいじめの非人間性について話をもらうことなど、今後の指導の在り方について共に考えていくことが大切である。
- いじめに対する学校の指導方針をはっきり伝え、信頼と協力を得るよう、時間をかけて、ていねいに話すことに留意する。
- 家庭訪問は、複数で行うことが望ましい。
- 保護者の心情を理解し、場合によっては保護者の支えになることも必要である。
- いじめられた児童生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合など、家庭の様々な状況に配慮する。

(3) 集団への指導の在り方

時期を逸せず、適切な内容・方法をもって指導に臨む！

いじめは、いじめる子といじめられる子だけの簡単な関係ではない。それを取り巻くおもしろがっている子、見て見ぬふりをしている子、やめさせたいが注意できないでいる子等、観衆や傍観的な児童生徒にも深くかかわっていることを、教師一人一人はしっかり認識する必要がある。

- 傍観的な態度をとる児童生徒が、直接いじめに加わっていないにしても、いじめを容認する雰囲気をつくり、いじめに加担していることを理解することができるようになることが大切である。
- 自分を厳しく見つめることを通して、いじめの行為がいかに悲惨で、大変な苦しみを与える非人間的なものであるかに気付き、他人の気持ちを思いやる人間性豊かな児童生徒、不正に対して勇気をもって行動がとれる正義感あふれる児童生徒を育てることが、問題解決の最大の鍵である。
- 教師と児童生徒及び児童・生徒相互（先輩と後輩、同学年等も含む）に好ましい人間関係を築く諸活動を取り入れ、盛んにすることも大切である。

集団指導に当たっては、次の点に留意したい。

- ・他人の気持ちを思いやる人間性豊かな児童生徒を育てる。

- ・正義感あふれる勇気のある児童生徒を育てる。
- ・いじめは絶対に許されないことだという毅然たる態度で臨む。
- ・学校の指導方針が徹底するような積極的な指導を行う。
- ・時期を逸せず、適切な内容・方法をもって指導に臨む。
- ・集団指導は「繰り返し」の手法にかかっている。

① 学級への指導・援助

いじめの問題についての話し合いを組織する

ア 話し合いの前の留意点

- ・いじめの問題について学級（HR）の話し合いを行う場合、学級（HR）でのいじめそのものを直接話題として指導・援助に入るか、それともよく似た事例を資料化したもので入るかを、判断しなくてはならない。

学級（HR）の中のどの程度の児童生徒がいじめの事実を知っているのか、学級（HR）の中にいじめられた側の児童生徒の理解者や、いじめは許されないものであることを指摘できる児童生徒が、どの程度いるのかなどが判断のポイントになる。

- ・話し合いに入ると、いじめられた側の児童生徒は、仲間がどんな考えをしているか耳を澄ませて聞きながら、針のむしろに座っている気分を味わっている。学級（HR）の状況や話し合いの流れの方向によっては、突き落とされるような発言に出くわす可能性もある。そのときこそ、いじめられた側の児童生徒の立場に立って発言してくれる理解者が、どうしても必要である。

集団指導における話し合い活動では、いじめられた側の児童生徒の心の傷をえぐるだけに終わるような話し合いには、絶対にしてはならない。理解者の存在は、話し合いを成立させる不可欠の条件である。班長会の話し合いを、平行してあるいは事前に行っておくことによって話し合いの方向をリードすることも考えられる方法である。

いじめの問題について集団指導に臨む場合、次のようなことについて留意したい。

- ・学級（HR）の多数がいじめの事実について知っている場合は、いじめそのものを直接話題にして指導・援助に入った方がよい場合が多い。
- ・知っている児童生徒が少ない場合は、よく似た事例を資料化したものとともに指導に入った方がよい場合が多い。
- ・学級（HR）の中にいじめられた側の児童生徒の理解者や「いじめは絶対許されないことであること」を指摘できる児童生徒が多く存在する場合は、いじめそのものを直接話題として指導・援助に入った方がよい場合が多い。
- ・「いじめは絶対許されないことであること」を指摘できる児童生徒が少ない場合は、よく似た事例を資料化したものから入った方がよい場合が多い。
- ・いずれの場合も、いじめられた側の児童生徒が納得した上で、この指導・援助に入っていけるように配慮する。

イ 「話し合い」の留意点

- いじめられた側の気持ちが理解できるようにする。
いじめを受けると、どんなふうに心が傷つけられるかについて、いじめられた側の気持ちをよく考え、理解できるようにする。
- 今までの自分を振り返ることができるようとする。
今までの自分を振り返り、いじめられた側の児童生徒の辛い気持ちを考えようとした自己に気付かせていく指導・援助を行う。児童生徒が繰り返し自己に問いかけ、いじめられた側の児童生徒の気持ちを考えようとしなかった自分が、その児童生徒を追い込んでいたことに気付き、自分が変わらなければいじめはなくならないことにまで気付くことができるようにしていくことが大切である。
このとき、ともすると私たちは、いじめを直接行っている児童生徒にだけ焦点を当てがちであるが、その周りにいる観衆や傍観者に焦点を当てて指導・援助を行っていくことが重要なポイントである。
- いじめられる側にも問題があるという間違った考えを一掃する。
「いじめられる側にも問題がある」という意識を一掃することが重要である。「いじめられる側にも問題がある」という意識は、児童生徒がいじめをしたり、傍観したりすることを正当化する言い訳になる。
「いじめをしたことはいけなかった。でも、いじめられる子にも悪いところがあるからそれを直さなくてはいけない。」という一見もっともらしいこの言葉を、担任がどうとらえるかは、いじめの問題を解決するための指導・援助のうえで、大切なポイントになってくる。担任がその言葉を、人間として互いに認め合い励まし合って生きていくことの大切さが、まだ十分理解できていない児童生徒の心の在り様を示しているのだととらえて、「人間は誰でも大なり小なり弱さをもっている。それは互いに助け合い励まし合って良くしていくことが大切である。弱さがあることをもっていじめるということは断じて許されない。」ということを具体的にわかりやすく指導することが重要である。
- 「いじめは絶対許さない」という児童生徒を増やす。
いじめをしない、いじめを許さないという児童生徒を増やし、学級(HR)の中に正義が貫かれるようにする。
話し合いの過程での指導上のポイントは次の点である。

- ・いじめられている児童生徒の気持ちを中心に、その苦しみや辛さについて理解を深める。目の前のことだけでなく、長いいじめの中で過ごしてきたことにまで思い至ることができるようとする。
- ・いじめた側の児童生徒や観衆・傍観者への個別指導を重視し、心の動きを把握しつつ、意図的指名を行い、いじめられた仲間の気持ちを考えず、傷つけてきた自分の弱さに気付くことができるようとする。
- ・「いじめられた側にも問題がある」と言っていた自分が、それを言い訳にしていじめていた(傍観していた)ことに気付くことができるようとする。
- ・上記のことを通して、いじめられた側の児童生徒が辛かった気持ちを語れるような状況をつくる。無理に語らせることは避ける。
- ・いじめられた側の児童生徒への個別指導を継続し、フォローする。

ウ 継続的、発展的な指導・援助

一連の指導・援助がどこまで深まるかは、様々な条件によって異なってくる。一回の指導・援助で、100パーセントはできないこともあり得ることである。年間を通して継続的、発展的に指導・援助を繰り返すことが肝心である。最初は、表面的な理解に止まり、なかなか自己を見つめる段階にはいかないかもしれません。しかし、次のような姿を期待したい。

- ・自分の行為を厳しくとらえることができた児童生徒が何人か自己を見つめ始め、それが、次の指導・援助の足がかりとなっていく。その児童生徒が日記などに書いてきた記事等が、次の指導・援助の資料として使える場合もある。
- ・少なくとも、表面的ないじめは鎮静化させることができる。これは、いじめられた側の児童生徒にとって大変重要なことである。学級（HR）の状況を見ながら、段階的に指導・援助を進めていくことを考えたい。場当たり的な指導・援助は、児童生徒の信頼を失うが、ゆっくりとした歩みでも見通しをもった指導・援助は、いじめた側、いじめられた側、周りの児童生徒に信頼されるものである。

エ 学級（HR）の児童生徒の力を信じて

発生したいじめの問題に、まず担任が正対して、腰を据えることこそ、問題解決の唯一の道といえる。その向こうに、自分の目指す児童生徒の姿が必ず見えてくるはずである。

粘り強い取り組みによって児童生徒がこのような思いになれるという一例を記しておきたい。

私は、かばっていたときもあったけど、いじめていたときもありました。そのときの私を考えてみると、はずかしくなりました。人をいじめて、もしその子が死んでしまったら、人を殺したことといっしょで、とてもくいが残ります。だからもういじめるのはやめました。

今では、そこから進歩して、A子さん（いじめられていた児童）に話しかけるようになりました。そして、A子さんからも、話しかけてくれるようになりました。その時は、すごくうれしいです。わけはわからないけど、すごくうれしいです。

今までA子さんにしてきたことを、初めて自分の心で見つけられました。今までA子さんにしてきたことを、A子さんにどうやってあやまればいいんだろうとか、どれだけあやまつても、ゆるしてもらえるような事じゃないんじゃないかなあとと思いました。

今の自分は、いじめるという心じゃなくて、みんなで仲よくしたいなあ、もちろんA子さんといっしょに……。そういう心の方が多いということを見つかりました。

いい勉強ができてよかったです。

（小学校4年生2学期、授業後のメモ）

「悪口」がどうなんて深く追究しなかったあのころ。それが一種のスケジュールとなってしまっていたあのころ。今から思ってみても、くわしくなんて思い出せない。ついにはある子を呼出してまで悪口を言うようになった。

最初は何も思わなかった。「その子にも問題はあるのだから」と「正義」とをかんちがいして、やっていたのかもしれない。そして、それを2度繰り返したとき、やっと自分が分かりかけてきた。

それは、「呼出して悪口を言う」そんないい言葉であらわせることではなかった。私のやっていたことは、いじめだったのだ。

今考えると、その子はすごくつらかっただろう。私は、「その子にも問題はある」これを口実にいじめをやっていた動物だったのだ。

学級の話し合いでこれが問題になったとき、私は心の底から泣いて、みんなにあやまつた。心の中がすっきりしてみんなが信じてくれることがうれしくて仕方がなかった。

でも、「徐々にかわっていくだろう」と自分自身に甘えていた。こうして2学期は終わってしまった。（中略）

そして3学期。まだある子をさけたりすることは直らなかった。いや、直そうとしなかった。それが日に日にひどくなる。

学級の話し合いが続き、私の心の中の壺に悪口などのドロドロの液がたまっているのに気付いた。除々に直さずにすぐに直せると思った。いじめで死んだ子の記事を読み、その次の時間に話し合いをやって、心の中の壺が悪口の液を入れたまま割れたような気がした。

もうしない、もうやらない。今までいじめをたくさんやってきたからこそ、人一倍、人の十倍もいじめはいけないということが分かったような気がする。

もう人も自分も傷つけたくない。つられたくもない。今までの自分に負けたくない！

[1学期、いじめをなくすなんてことはしないと言っていた中学校1年生の]
[3学期作文]



② 学年への指導

学級担任の共通理解と協力態勢で臨む！

いじめには、傍観者として同学年の児童生徒がかかわっていることが多いことから、学年の共通理解（情報交換）と協力態勢のもとで学年としての指導を行うことが大切である。

□学年集会の指導例として

指 导 内 容	指 导 上 の 留 意 点
○いじめの状況を理解できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する児童生徒の気持ちを十分考慮して説明する。
○いじめを傍観する態度の問題性を理解できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・見て見ぬふりをしたり注意できなかったりすることが、事を大きくしてしまうことに気付くことができるようとする。 ・不正や不公平に対しては、勇気をもって行動することが必要なことを理解できるようとする。
○いじめを受けた人の気持ちを理解できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた者の悲痛な気持ちを理解することができるようとする。（学級でも話し合いをする。） ・いじめられた者がもつ問題点に触れると、かえっていじめを再現したことになるから十分気をつける。
○いじめが行われる背景としての友人関係の在り方について理解できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団が大きいほど、お互いを大切にし合うという気持ちと協力が重要である。それが欠けていたことに気付くことができるようとする。 ・対人関係の大切さと難しさを理解し、自己中心的な考え方や行為が人を傷つけていることに気付くことができるようとする。
○学年全体が、正義を愛し、不正を憎み、お互いを大切にする行動をとることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・学年全体が明るく助け合って、二度といじめを出さないとの誓いができるようとする。 ・学年集会後は必ず学級で再度話し合い設定するなど、一層深まりのある理解をすることができるようとする。

③ 全校への指導

児童・生徒全員でいじめをなくする運動へ！

全校指導は、問題解決の成否を決める統合的な指導として重要である。

お互いを大切にする人間尊重の精神がいかに大切であるかという視点で指導し、いじめは絶対に許されないのだという毅然たる態度で指導に当たらなければならない。

ア 全校集会

- 全児童生徒が、いじめは絶対に許されないことだと認識し、行動できるようとする。

全校集会の成否は、児童生徒一人一人が被害者の心の痛みに気付き、絶対なくすという決意ができるかどうかにかかっている。

□指導例として

指導内容	指導上の留意点
○被害者の心の痛みを理解することができるようとする。	・いじめは他人の人権を著しく侵害し、人間尊重の精神が欠如した姿であることを強調する。
○反省すべき点を理解することができるようとする。 ・他人の心の痛み ・他人に対する思いやり ・見かけたときの勇気ある行動	・日頃の人間関係でお互いを尊重することの大切さを強調する。
○いじめを出さないための具体的な活動が展開できるようとする。 ・人間関係の大切さ ・悩みや希望を打ち明けることの大切さ ・自分たちの生活を全員で向上させることの大切さ	・全校集会後に、学級・学年・児童会・生徒会活動がさらに活発化するよう展開する。

全校集会後の誓い項目（例）

- ・人の嫌がるあだ名や悪ふざけ等はしない。
- ・人を無視したり、仲間はずれにしたりしない。
- ・暴力は絶対ふるわない。
- ・相手の立場に立って物事を判断し、仲よく話し合う。
- ・仲間同士注意し合って、よいことはほめ合い、悪いことは止めさせる友達になる。

イ 児童会・生徒会活動の指導

○教師一人一人が「子供たちの中に」「子供たちの先頭に」「子供たちと共に」などを合い言葉にする。

児童会・生徒会活動の成否は、教師がいかに児童生徒と深くかかわるかが鍵であり、「アドバイスする」「見守る」「誉める」「認める」「励ます」という積極的かつ開発的な指導・援助を展開してこそ、自治的な活動が育ち、いじめをなくす児童生徒の主体的な動きが高まっていく。

具体的には、次のような活動が考えられる。

□活動例として

指 导 内 容	指 导 上 の 留 意 点
○オアシス運動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒会役員、各委員会委員、運動部・文化部員、教師の挨拶運動で、明るく活気のある生活を促し、互いのコミュニケーションを図る。 ・一週間交代など何らかの方法で、全校生徒一回は必ずオアシス運動に参加できるよう指導・援助を工夫する。
○清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々とともに様々な清掃活動に取り組むことによって、協力の大切さを理解できるようにする。 ・共に汗を流すことを通して、教師と児童生徒、児童・生徒相互の人間関係を深める。
○部、委員会 児童会・生徒会活動の 活発化	<ul style="list-style-type: none"> ・学年の枠がはずれ、ともに目標に向って活動でき、学級とは違ったよい面を見つける絶好の場であることが理解できるようにする。 ・自発的・自治的な活動を通して、互いの長所を認め合い豊かな人間関係が醸成されるように工夫する。

(4) 家庭・地域社会との連携・協力

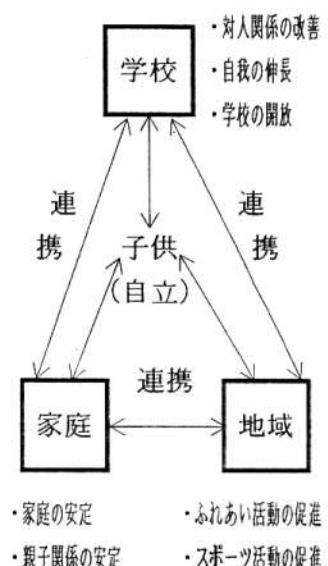
ふれあいと信頼づくりが重要

親が変われば子も変わる！
地域社会が変われば子も変わる！

社会人として一人立ちするまで児童生徒は、学校・家庭・地域社会から多くの学習をする。

人としての人格を形成するこの大切な場に、児童生徒間にいじめ行為が絶対あってはならないことは言うまでもない。しかし、学校の力だけで、地域社会が児童生徒の人格を向上させるという目的を十分果たせるものではない。

したがって、思いやりのある和やかな環境づくりの重要性について家庭や地域社会に積極的に呼びかけ、協議する機会を多く設ける必要がある。



① 家庭へのアドバイス

教師の熱意が家庭をよい方向へと動かす！

いじめが発生した場合、学校は、各家庭に対して、いじめの問題の持つ重大さと家庭における教育の重要性を再認識し、子供の生活態度を見直してもらうなどいじめの根絶に向けた具体的な取り組みがなされるよう、家庭との緊密な連携・協力を図る必要がある。

- 学校の教育方針等について、根気強く説明し理解を深める。
学級・学年・学校（PTA）通信、家庭訪問、学級・学年懇談会を通して、学校の教育方針等について具体的かつ正確に伝え、いじめの問題など重大なものについては、時間をかけるなどして深い理解と協力を得る。
- 家庭教育の在り方について、粘り強く協力を求める。
子供に関する悩みなどを担任や話しやすい先生に相談できる雰囲気や態勢をつくるとともに、家庭教育の在り方について具体的に指導・援助する。
- 児童生徒の家庭にフォローをする。
いじめられた側の児童生徒の保護者との連絡を絶やさないようにすることが必要である。家庭から送り出す保護者の心配は大きいものである。そうした気持ちを察し、指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝え、理解と協力を得ることが大切である。そのことが保護者の信頼につながり、指導・援助が思うように進まないときでも、長い目で見守ってもらえる関係が成立するのである。
学校と家庭の連携・協力においては、次のような点に留意する必要がある。

- ・解決のために学校ですること、家庭でできることをはっきりさせるようにする。
- ・親同士の話し合う場をつくる。
- ・悩みや訴えは、誠意をもって真剣に受け止める。
- ・家庭のプライバシーは絶対守る。
- ・保護者の心情を理解するよう心がけ、指導・援助の進捗状況を常に伝えて不安を少しでも拭えるようにする。

② 学校間の連携・協力

他校の児童生徒にも「信頼と愛情」にあふれた指導・援助を！

昨今のいじめは、同一学校にとどまらず他の学校にまでまたがる状況を示している。学校は、校外補導など連携ある生徒指導を行っているが、単に問題行動を発見し、その状況を他の学校に通告するだけにとどまつていけない。例えば、G学校のD教師が街角で、自校のA君とF学校のB君が、B君の同級生であるC君にたかっているのを発見し補導し指導したとする。そのとき、D教師はF学校のB君にも事の善悪を指導し、自分の力で担任等に申し出るような、自校の児童生徒と同様の信頼と愛情をこめた指導・援助をすべきである。このような指導・援助のためには、日頃から具体的な活動について幼稚園・小学校・中学校・高等学校間で語り合う場を設定するなど、学校間の連携を密にする一貫した指導体制が必要である。

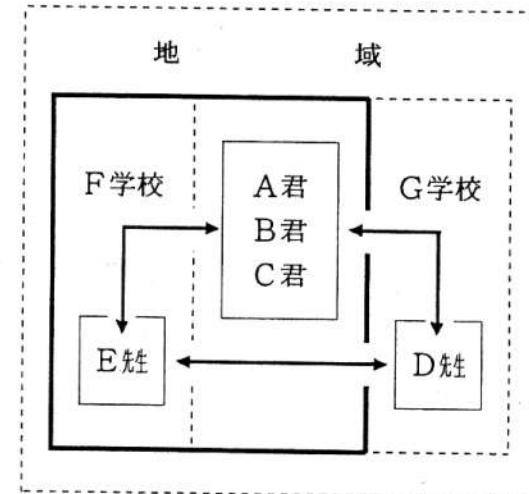
③ 地域社会への啓発

地域の子供は地域で育てる！
地域から愛される学校づくり！

いじめをなくし人間性豊かな心をもった児童生徒を育成するには、地域の一人一人が「自分の子供だけでなく、他の子供にも目を向ける」という地域ぐるみの運動が展開されるよう、学校は情報を提供する必要がある。

学校と地域社会が一体となった指導の推進に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

- ・自治会、婦人会など諸団体で、いじめの問題の理解や対応に関する研修会を開催してもらい、地域の協力を願う。
- ・青少年育成会議など諸団体の集会や会議で、いじめが学校外でも発生していることなど、地域の子供の動向について説明し、地域の一員としていじめの問題に关心を持つよう呼びかける。
- ・諸団体の会報などに、いじめの問題に关心の高い人からの寄稿文や参考図書の紹介を載せてもらうなど、積極的な啓発活動を行う。
- ・青少年育成に関する諸団体の行事に、学校として積極的に参加し、連携を深めながら学校の立場や役割を理解してもらい、地域のもつ教育機能の確認や発展のさせ方を協議する機会をもつ。



④ 関係諸機関との連携

学校ですべてを解決できると思うことは禁物である！
積極的に関係諸機関の協力を得る！

いじめの問題を解決するに当たっては、関係諸機関との積極的な連携・協力を図ることが重要である。

